

東久留米のイオン誘致

問題となつたのは、1年度に契約されたイオ、誘致の地区計画策定に関する業務委託で、都市建設部と総務部が監査を受けた。

月下旬、同一予算の再繰り越しが法的に認められないことになると、期限前日の2月9日、急ぎよう契約を解約した。

市は、未完成の報告書など、その時点までの対価として15万円を支払ったが、電子データについて翌年度の納品が分かっていたのに、受け

東久留米市のイオン・ショッピングセンター誘致問題で、地区計画の策定業務を委託したコンサルタント会社と市の契約解除について調べていた市監査委員は18日、「地方自治法や規則に違反しており、事務処理が不適切だった」とする臨時監査結果をまとめ、野崎重弥市長に報告した。市は同日、「不適正な事務執行にかかる再発防止委員会」の設置を決めた。

取つたとする書類を作成した。このため会計年度の独立などを定めた法に

違反したと結論づけた。
現在も未納になつてい
る一部の電子データ42万

防止委の結果報告を待つ
ため、時期は年明け後に
なる見込みだ。

監査委員予算処理巡り報告書

「計画委託解約で違法」

田舎にいらっしゃり、早速は
対応するよう求めた。吉
幹部は「納品また交換で
返還を求めて業者と交渉
する」といふところ。

は、市議会の一部から
議が出ていた。

地」から「近隣商業地」に変更する「土地利用転換計画」案をまとめた。説教反対派は「都市マップと合致しない違法な説教といふのがいた」と批判しているが、市は「都市マップの書類部分の変更ではなく問題ない」としてこらる。

都市計画基本方針と地区計画
都、誘致で整合性求め

東久留米市のイオン誘致に絡み、都が5～6年、市のまちづくりの基本方針「都市計画マスター・プラン」（都市マス）と誘致のための地区計画の整合性を図るより、市に指摘していくことがわかった。市は「誘致は都市マスに合致している」と説明してきたが、都の指摘などを受けて今年10月、都市マスの一部改訂にあたる「土地利用転換計画」案を策定したとみられる。

都の指摘は、イオン誘致に絡み、都が5～6年、市のまちづくりの基本方針「都市計画マスター・プラン」（都市マス）と誘致のための地区計画の整合性を図るより、市に指摘していくことがわかった。市は「誘致は都市マスに合致している」と説明してきたが、都の指摘などを受けて今年10月、都市マスの一部改訂にあたる「土地利用転換計画」案を策定したとみられる。

市は都市計画法の「再開発等促進区を定める地区計画」用いてイオンを誘致する方針で、都市計画決定には都の同意が要件になる。

ところが、05年5月、06年1月の都土地利用計画課と市都市計画課との6回の協議で、都是市に